

目次（詳細）

第1部 総論

第1章 ライセンスとは	2
第1 日本におけるライセンス	2
1 民事法上のライセンスの定義	2
2 知的財産法上のライセンスの定義	2
3 競争法上のライセンスの定義	2
4 まとめ	3
第2 米国におけるライセンス	4
1 契約法上のライセンスの定義	4
2 特許法上のライセンスの定義	4
3 UCITA 上のライセンスの定義	4
第3 中国におけるライセンス	5
1 民法典上のライセンスの定義	5
(1) 民法典の主要条文.....	5
(2) 黙示ライセンス.....	6
(3) 特許技術価値の現金化.....	6
(4) 業務提携型ライセンス契約.....	6
2 知的財産法上のライセンスの定義	6
3 競争法上のライセンスの定義	7
4 まとめ	7
第4 EUにおけるライセンス	7
1 民事法上のライセンス	7
2 競争法上のライセンス.....	8
第2章 契約とは	11
第1 日本における契約	11
1 契約の定義	11
2 契約の成立要件	11
(1) 原則.....	11

(2) 例 外	11
3 契約成立の効果	12
(1) 当事者の義務	12
A ライセンサーの義務	12
(A) 民法上の義務	12
(B) 知的財産法上の義務	12
B ライセンシーの義務	12
(A) 民法上の義務	12
(B) 知的財産法上の義務	13
(2) 救済手段	13
A 過失責任主義	13
B 民事法上の救済手段	13
(A) 債務不履行	13
(B) 不法行為	13
(C) 知的財産法上の救済手段	14
第2 米国における契約	14
1 契約の定義	14
2 契約の成立要件	14
(1) 当事者および当事者能力	14
(2) 交換合意	15
A 交換合意	15
B 合意の要件	15
(3) 約 因	15
(4) 詐欺防止法	16
(5) 抗弁の不存在	16
3 契約成立の効果	17
(1) 契約違反	17
A 明示または黙示の約束	17
B 帰責性の要否	17
(2) 契約違反に対する救済手段	17
A コモンロー	17
(A) 損害賠償および解除	18
(B) 差止め	18
B 知的財産法	18
(A) 損害賠償	18
(B) 差止め	19

第3 中国における契約	19
1 契約の定義	19
2 契約の成立要件	19
(1) 原則	19
3 契約成立の効果	20
(1) 当事者の義務	20
A ライセンサーの義務	20
(A) 民法上の義務	20
(B) 知的財産法上の義務	20
B ライセンシーの義務	20
(A) 民法上の義務	20
(B) 知的財産法上の義務	20
(2) 救済手段	21
A 過失責任主義	21
B 民事法上の救済手段	21
(A) 債務不履行	21
(B) 不法行為	21
C 知的財産法上の救済手段	21
第4 EUにおける契約	21
1 契約の定義	21
2 契約の成立要件	22
3 契約成立の効果	23
第5 まとめ	24

第2部 各論〈ライセンス条項〉

I 導入部分 (Front of the Contract)

第1章 当事者 (Parties)	26
第1 事例研究	26
第2 比較法	27
1 日本法の場合	27
(1) 事例1（設立中の会社）の検討	27

A 争点	27
B 設立中の会社の法的性質	27
C 発起人の権限の範囲	27
D 結論	27
(2) 事例2（製造委託）の検討	27
A 争点	27
B 債務不履行の要件	27
(A) 債務不履行	28
(B) 帰責性	28
(C) 損害	28
C 特許侵害の要件	28
D 結論	29
(3) 事例3（サブライセンス）の検討	29
A 争点	29
B 特許権侵害の要件	29
C 結論	29
(4) 事例4（履行補助者の故意・過失）の検討	30
A 履行補助者の法理	30
B 結論	30
2 米国法の場合	30
(1) 事例1（設立中の会社）の検討	30
A 設立中の会社の法的性質	30
B 設立前に締結された契約（Pre-incorporation Contracts）の責任	31
C 結論	31
(2) 事例2（製造委託）の検討	31
A 特許権侵害および債務不履行の要件	31
B 結論	32
(3) 事例3（サブライセンス）の検討	33
A 特許権侵害の要件	33
B 結論	33
(4) 事例4（履行補助者の故意・過失）の検討	33
A 履行補助者の法理	33
B 結論	34
3 中国法の場合	34
(1) 事例1（設立中の会社）の検討	34
A 設立中の会社の法的性質	34

B	設立前に締結された契約の責任	34
C	結 論	35
(2)	事例 2（製造委託）の検討	35
A	債務不履行の要件	35
B	特許侵害の要件	35
(A)	独立で特許を実施する条件を備えていないとき	35
(B)	共同製造行為に該当するとき	36
C	結 論	36
(A)	事例 2（製造委託）の前段（債務不履行）	36
(B)	事例 2（製造委託）の後段（特許侵害）	36
(3)	事例 3（サブライセンス）の検討	37
A	関連会社へのサブライセンス（特許侵害および債務不履行）	37
B	結 論	37
(4)	事例 4（履行補助者の故意・過失）の検討	37
A	履行補助者の法理	37
B	結 論	37
4	EU 法の場合	37
(1)	事例 1（設立中の会社）の検討	37
A	設立中の会社の法的性質	37
B	設立前に締結された契約の責任	37
C	結 論	38
(2)	事例 2（製造委託）の検討	38
A	特許侵害および債務不履行の要件	38
B	結 論	38
(3)	事例 3（サブライセンス）の検討	38
A	特許侵害の要件	38
(4)	事例 4（履行補助者の故意・過失）の検討	38
A	履行補助者の法理	38
	第 3 ドラフティングの留意点	39
1	当事者の特定	39
2	事例 1（設立中の会社）の場合	39
3	事例 2（製造委託）の場合	40
4	事例 3（サブライセンス）の場合	41
5	事例 4（履行補助者の故意・過失）の場合	41

Ⅱ－１ 主要条項 (Principal Terms)

第２章 定義条項 (Definitions)	43
第１ 事例研究	43
第２ 比較法	43
1 日本法の場合	43
(1) 事例１（知的財産権の特定）の検討	43
A 知的財産権の範囲	43
B ノウハウの保護要件	45
(2) 事例２（知的財産権の改良）の検討	46
A 争点	46
B ライセンシーによる対象技術の改良の可否	46
C 改良技術に関する権利の帰属に関する法律関係	46
D 改良技術に関する権利の利用に関する法律関係	46
E ライセンシーの名義で登録された商標権の帰属	46
F 結論	47
(2) 事例３（知的財産権の失効）の検討	47
A 争点	47
B 権利の無効と実施料返還の要否	47
C 結論	48
2 米国法の場合	48
(1) 事例１（知的財産権の特定）の検討	48
A 知的財産権の範囲	48
B ノウハウの保護要件	49
(2) 事例２（知的財産権の改良）の検討	49
A ライセンシーによる対象技術の改良の可否	49
B 権利の帰属に関する法律関係	50
C 権利の実施に関する法律関係	50
D 商標権の帰属	50
E 結論	51
(3) 事例３（知的財産権の失効）の検討	51
A 権利の無効と実施料返還の要否	51
B 結論	51
3 中国法の場合	51
(1) 事例１（知的財産権の特定）の検討	51
A 知的財産権の範囲	51

B	ノウハウの保護要件	52
(2)	事例2（知的財産権の改良）の検討	53
A	権利の帰属および利用をめぐる法律関係	53
B	改良がライセンサーに帰属するとの約定の効力	53
C	商標権の発生要件・帰属	53
D	結 論	54
(3)	事例3（知的財産権の失効）の検討	54
A	権利の無効と実施料返還の要否	54
B	結 論	55
4	EU法の場合	55
(1)	事例1（知的財産権の特定）の検討	55
A	知的財産権の範囲	55
B	ノウハウの保護要件	56
(2)	事例2（知的財産権の改良）の検討	56
A	権利の帰属および利用をめぐる法律関係	56
B	改良がライセンサーに帰属するとの約定の効力	56
(3)	事例3（知的財産権の失効）の検討	58
A	権利の無効と実施料返還の要否	58
B	結 論	58
	第3 ドラフティングの留意点	59
1	ライセンス契約の対象	59
2	事例1（知的財産権の特定）の場合	59
3	事例2（知的財産権の改良）の場合	59
4	事例3（知的財産権の失効）の場合	60
	第3章 グラント条項（License Grant）	62
第1	事例研究	62
第2	比較法	62
1	日本法の場合	62
(1)	事例1（実施権の種類・範囲）の検討	62
A	実施権の種類	62
B	実施権の範囲	63
(A)	「実施」の定義	63
(B)	物の発明（特2条3項1号）	63
(C)	方法の発明（特2条3項2号）	64
(D)	物を生産する方法の発明（特2条3項3号）	64

(2) 事例 2（実施義務に関する違反）の検討	64
A 争点	64
B 実施義務の有無・範囲	64
C 結論	65
(3) 事例 3（実施制限に関する違反）の検討	65
A 争点	65
B 特許権侵害と債務不履行の要件	65
C 結論	66
2 米国法の場合	66
(1) 事例 1（実施権の種類・範囲）の検討	66
A 実施権の種類	66
B 実施権の範囲	66
(2) 事例 2（実施義務に関する違反）の検討	68
A 実施義務の有無・範囲	68
B 結論	68
(3) 事例 3（実施制限に関する違反）の検討	68
A 特許権侵害と債務不履行の要件	68
B 結論	69
3 中国法の場合	69
(1) 事例 1（実施権の種類・範囲）の検討	69
A 実施権の種類	69
(A) 特許実施権の訴権	69
(B) ノウハウ実施権者の訴権	70
B 実施権の範囲	70
(A) 「実施」の定義	70
(B) 製品の発明	71
(C) 方法の発明	71
(D) 製品を生産する方法の発明	72
(E) 試験または研究のための実施	72
(2) 事例 2（実施義務に関する違反）の検討	72
A 実施義務の有無・範囲	72
B 結論	73
(3) 事例 3（実施制限に関する違反）の検討	73
A 特許権侵害と債務不履行の要件	73
B 結論	73
4 EU 法の場合	73

(1) 事例1（実施権の種類・範囲）の検討	73
A 実施権の種類	73
B 実施権の範囲	74
(2) 事例2（実施義務に関する違反）の検討	74
A 実施義務の有無・範囲	74
B 結論	74
(3) 事例3（実施制限に関する違反）の検討	74
A 特許権侵害と債務不履行の要件	74
B 結論	75
第3 各国のガイドライン	75
1 日本の公取指針	75
(1) 実施	75
A 技術の利用範囲の制限	75
B 研究開発活動の制限	76
(2) テリトリー	77
(3) サブライセンス	77
2 米国のガイドライン	78
3 中国の公取指針	79
4 EUのガイドライン	79
第4 ドラフティングの留意点	80
1 グラント条項	80
2 事例1（実施権の種類・範囲）の場合	81
3 事例2（実施義務に関する違反）の場合	81
4 事例3（実施制限に関する違反）の場合	83
第4章 技術支援条項（Technical Assistance）	84
第1 事例研究	84
第2 比較法	84
1 日本法の場合	84
(1) 事例1（ライセンスの登録）の検討	84
A 争点	84
B 実施権の効力発生要件	84
C 実施権の対抗要件	84
D 結論	85
(2) 事例2（ライセンサーの情報提供義務）の検討	85
A 争点	85

B	ライセンサーの情報提供義務の有無	85
C	結 論	86
2	米国法の場合	86
(1)	事例1（ライセンスの登録）の検討	86
A	実施権の効力発生要件・対抗要件	86
B	結 論	86
(2)	事例2（ライセンサーの情報提供義務）の検討	86
A	ライセンサーの情報提供義務の有無	86
B	結 論	87
3	中国法の場合	87
(1)	事例1（ライセンスの登録）の検討	87
A	実施権の発生要件	87
B	実施権の対抗要件	87
C	結 論	88
(2)	事例2（ライセンサーの情報提供義務）	88
A	ライセンサーの情報提供義務の有無	88
B	結 論	88
4	EU法の場合	88
(1)	事例1（ライセンスの登録）の検討	88
A	実施権の発生要件	88
B	実施権の対抗要件	89
C	結 論	89
(2)	事例2（ライセンサーの情報提供義務）の検討	89
A	ライセンサーの情報提供義務の有無	89
B	結 論	90
	第3 ドラフティングの留意点	90
1	ライセンサーの付随義務	90
2	事例1（ライセンスの登録）の場合	91
3	事例2（ライセンサーの情報提供義務）の場合	91
	第5章 支払条項 (Payments)	93
第1	事例研究	93
第2	比較法	93
1	日本法の場合	93
(1)	事例1（ライセンス料と通貨・税金・遅延利息）の検討	93
A	はじめに	93

B 通貨	93
C 税金	94
(A) 法人税	94
(B) 所得税	94
(C) 消費税	95
(D) 印紙税	95
(E) 二国間租税条約	95
D 遅延利息	96
(A) 金銭債務の特則	96
(B) 法定利率	96
(C) 商事法定利率	97
(2) 事例2（特許の一部失効とライセンス料）の検討	97
A 争点	97
B 判断基準	97
C 結論	97
2 米国の場合	98
(1) 事例1（ライセンスの対価と通貨・税金・遅延利息）の検討	98
A 通貨	98
B 税金	98
C 遅延利息	99
(2) 事例2（特許の一部失効とライセンス料）の検討	99
A 判例の基準	99
B 結論	100
3 中国の場合	100
(1) 事例1（ライセンス料と通貨・税金・遅延利息）の検討	100
A 通貨	100
B 税金	101
(A) 法人税	101
(B) 所得税	101
(C) 消費税	101
(D) 印紙税	101
(E) 二国間租税条約	101
C 遅延利息	101
(2) 事例2（特許の一部失効とライセンス料）の検討	102
A 法の定め	102
B 結論	102

4 EU法の場合	102
(1) 事例1（ライセンス料と通貨・税金・遅延利息）の検討	102
A 通貨	102
B 税金	102
C 遅延利息	103
(2) 事例2（特許の一部失効とライセンス料）の検討	103
第3 各国のガイドライン	104
1 日本の公取指針	104
2 米国のガイドライン	104
3 中国の公取指針	105
4 EUのガイドライン	105
第4 ドラフティングの留意点	105
1 支払条項	105
2 事例1（ライセンス料と通貨・税金・遅延利息）の場合	106
(1) 通貨	106
(2) 税金	106
(3) 遅延利息	107
3 事例2（特許の一部失効とライセンス料）の場合	107
第6章 帳簿・報告・監査条項 (Records, Reports and Auditing)	110
第1 事例研究	110
第2 比較法	110
1 日本法の場合	110
(1) 支払・レポートの信用性を担保する必要性	110
(2) 支払・レポートの信用性を担保する方法	110
A 法令上の方法	110
(A) 報告	110
(B) 帳簿の作成・保管	111
(C) 監査	111
B 契約上の方法	111
(A) ロイヤルティの算定式	111
(B) 報告・裏付け資料	111
(C) 監査	111
C まとめ	112

2 米国の場合	112
(1) 支払・レポートの信用性を担保する必要性	112
(2) 支払・レポートの信用性を担保する方法	112
3 中国の場合	112
(1) ライセンシーの報告義務の有無	112
(2) ライセンシーの報告義務違反の効果	113
(3) 結 論	113
4 EU 法の場合	113
(1) 支払・レポートの信用性を担保する方法	113
(2) まとめ	114
第3 ドラフティングの留意点	114
1 報告書	114
2 帳簿の管理	115
3 監 査	116
4 違反の効果	117

II - 2 特別条項 (Special Terms)

第7章 販売促進条項 (Sales Promotion)	118
第1 事例研究	118
第2 比較法	118
1 日本法の場合	118
(1) ライセンシーの販売促進努力義務	118
(2) ライセンサーの協力義務	119
(3) 誠実義務	119
(4) まとめ	119
2 米国の場合	120
(1) ライセンシーの販売促進努力義務	120
A 努力義務の内容	120
B 努力義務の違反	120
(2) ライセンサーの協力義務	121
(3) 誠実義務	121
3 中国法の場合	122
(1) ライセンシーの販売促進義務	122
(2) ライセンサーの協力義務	122
(3) 誠実義務	122

(4) 結 論	123
4 EU法の場合	123
(1) ライセンシーの販売促進努力義務	123
(2) ライセンサーの協力義務	123
(3) 誠実義務	124
(4) 結 論	124
第3 ドラフティングの留意点	124
1 ライセンシーの販売促進義務	124
(1) ライセンシーの販売促進義務の有無	124
(2) ライセンシーの販売促進義務違反の効果	125
2 ライセンサーの協力義務	126
第8章 競合禁止条項 (Non-Competition)	127
第1 事例研究	127
第2 比較法	127
1 日本法の場合	127
(1) 争 点	127
(2) 債務不履行に基づく損害賠償請求	127
(3) 不正競争防止法に基づく損害賠償請求	128
(4) 結 論	128
2 米国法の場合	128
(1) 債務不履行に基づく損害賠償請求	128
(2) 営業秘密保護法に基づく損害賠償請求	129
(3) 結 論	129
3 中国法の場合	130
(1) 債務不履行に基づく損害賠償請求	130
(2) 不正競争防止法に基づく損害賠償請求	130
(3) 結 論	132
4 EU法の場合	132
(1) 争 点	132
(2) 債務不履行に基づく損害賠償請求	132
(3) 不正競争防止法に基づく損害賠償請求	133
第3 各国のガイドライン	133
1 日本の公取指針	133
2 米国のガイドライン	134
3 中国の公取指針	135

4	EUのガイドライン	135
	第4 ドラフティングの留意点	136
1	競合行為の禁止の限界	136
2	競合製品の範囲の制限	137
3	競合禁止の地域や期間の制限	137
	第9章 秘密保持条項 (Confidentiality)	138
	第1 事例研究	138
	第2 比較法	138
1	日本法の場合	138
	(1) 争点	138
	(2) 秘密情報の定義	138
	A 契約上の秘密情報	138
	B 不正競争防止法上の営業秘密	139
	(3) 損害の有無・範囲	139
	(4) 結論	140
2	米国法の場合	141
	(1) 秘密情報の定義	141
	(2) 損害の有無・範囲	142
	(3) 結論	142
3	中国法の場合	143
	(1) 営業秘密の定義	143
	(2) 損害	143
	(3) 結論	144
4	EU法の場合	144
	(1) 秘密情報の定義	144
	(2) 損害の有無・範囲	144
	(3) 結論	145
	第3 各国のガイドライン	145
1	日本の公取指針	145
2	米国のガイドライン	146
3	中国の公取指針	146
4	EUのガイドライン	146
	第4 ドラフティングの留意点	147
1	秘密情報の定義	147

(1) 秘密情報の範囲	147
(2) 秘密情報の拡張	148
(3) 秘密情報の制限	148
2 秘密保持義務の内容	150
(1) 第三者への開示禁止	150
(2) 目的外使用の禁止	151
(3) その他の義務	151
A 秘密情報の管理	151
B 秘密情報の返還	151
3 違反の効果	151
(1) 保全処分	151
(2) 違約金	152
4 秘密保持義務の存続期間	152
第10章 グラントバック条項 (Grant-Back)	153
第1 事例研究	153
第2 比較法	153
1 日本法の場合	153
(1) グラントバック条項の必要性	153
(2) グラントバック条項の有効性	153
A 独占禁止法の基準	153
B 公取指針の基準	154
(3) 結論	155
A 契約期間内のグラントバック	155
B 契約期間後のグラントバック	155
2 米国法の場合	156
3 中国法の場合	157
(1) 公取指針	157
(2) 結論	157
4 EU法の場合	157
第3 ドラフティングの留意点	158
1 ライセンサーによる知的財産権の改良の可否	158
2 グラントバック	159

第11章 知的財産権侵害への対応条項 (Intellectual Property Rights Infringements)	160
第1 事例研究	160
第2 比較法	160
1 日本法の場合	160
(1) 争点	160
(2) ライセンサーの侵害者排除義務	160
(3) 非独占的なライセンシーの侵害者に対する差止請求権	160
A 独自の差止請求権による場合	160
B 債権者代位権（民423条）による場合	161
(4) 非独占的なライセンシーの侵害者に対する損害賠償請求権	161
(5) 結論	161
2 米国の場合	162
(1) ライセンサーの侵害者排除義務	162
(2) ライセンシーの侵害者に対する差止請求権・損害賠償請求権	162
(3) 結論	163
3 中国法の場合	163
(1) ライセンサーの侵害者排除義務	163
(2) ライセンシーの侵害者に対する差止請求権と損害賠償請求権	163
(3) 結論	163
4 EU法の場合	164
(1) 争点	164
(2) ライセンサーの侵害者排除義務	164
(3) ライセンシーの侵害者に対する差止請求権	164
(4) ライセンシーの侵害者に対する損害賠償請求権	165
(5) 結論	165
第3 各国のガイドライン	165
1 日本の公取指針	165
2 米国のガイドライン	166
3 中国の公取指針	166
4 EUのガイドライン	166
(1) 製品表示および商標の利用	166
(2) 品質基準	167
第4 ドラフティングの留意点	168
1 知的財産権侵害への対応	168

2	ライセンサーの侵害排除義務	168
3	ライセンシーの侵害者に対する差止請求権・損害賠償請求権	169
4	費用負担	169
5	妨害排除後の処理	170

第12章 保証・補償条項 (Warranties and Indemnifications) … 171

第 1	事例研究	171
第 2	比較法	171
1	日本法の場合	171
(1)	事例 1（技術的問題に対する保証）の検討	171
A	争点	171
B	「契約の内容に適合」（民562条）するか否かの基準	172
C	善意・無過失の要否	172
D	権利の行使期間	173
E	結論	173
(2)	事例 2（法的問題に対する保証）の検討	173
A	争点	173
B	法的瑕疵	173
C	善意・無過失の要否	174
D	結論	174
(3)	事例 3（製造物責任）の検討	175
A	争点	175
B	製造物責任の要件	175
(A)	製造物	175
(B)	欠陥	175
(C)	権利侵害および損害	176
(D)	製造業者等	176
C	求償権行使の可否	178
D	結論	178
2	米国法の場合	178
(1)	事例 1（技術的問題）の検討	178
A	保証 (Warranty) の有無・範囲	178
B	権利の行使期間	180
C	結論	180
(2)	事例 2（法的問題に対する保証）の検討	180
A	保証 (Warranty) の有無・範囲	180

B 結 論	181
(3) 事例 3（製造物責任）の検討	181
A 製造物責任の請求原因	181
(A) 過失責任（Negligence）	181
(B) 保証違反（Breach of Warranty of Fitness）	182
(C) 厳格責任（Strict Liability）	182
B 求償権の有無	184
C 結 論	185
3 中国法の場合	185
(1) 事例 1（技術的問題）の検討	185
A 争 点	185
B 「約定の内容に適合」（民法典577条）する履行であるか否かの基準	185
C 権利の行使期間	186
D 結 論	186
(2) 事例 2（法的問題）の検討	186
A 民法典の定め	186
B 結 論	187
(3) 事例 3（製造物責任）の検討	187
A 製造物責任の意義	187
B 製造物責任の要件	187
(A) 製造物	187
(B) 欠 陥	187
(C) 権利侵害および損害	187
(D) 製造業者等	188
C 結 論	188
4 EU 法の場合	188
(1) 事例 1（技術的問題に対する保証）の検討	188
(2) 事例 2（法的問題に対する保証）の検討	189
A 要 件	189
B 効 果	189
(3) 事例 3（製造物責任）の検討	190
A 製造物責任の要件	190
B 製造物責任の効果	190
第 3 ドラフティングの留意点	191
1 保証および補償	191
2 保証条項	191

(1) 保証の対象	191
A 法的問題および技術的問題に対する非保証	191
B 法的問題および技術的問題に対する一定の保証	192
C その他の非保証	193
(2) 保証の要件	194
A 保証の基準日	194
B 保証期間	194
C その他の条件	194
(A) Knowledge（知る限りにおいて）保証	194
(B) 通知義務等	195
(3) 保証違反の効果	195
A 補正	195
B 損害賠償	196
(A) 派生的損害の免除	196
(B) 損害賠償額の上限	196
C 解除	196
D その他	196
3 補償条項	197
(1) 片務的か双務的か	197
(2) 補償の対象	198
(3) 補償の要件	199
A 被補償者	199
B 被補償者の損害	200
C 補償者の寄与	200
D 補償の手続	201
(A) 通知	201
(B) 防御手続	201
(4) 補償の効果	202
A 補償（Indemnify）	202
B 損害から守る（Hold harmless）	204
C 防御する（Defend）	204
D 他の救済手段との関係	204
第13章 不爭義務条項（No Contest）	205
第1 事例研究	205
第2 比較法	205

1	日本法の場合	205
(1)	不爭義務の有効性	205
A	公取指針の基準	205
B	裁判例の基準	205
(2)	結論	206
2	米国法の場合	206
(1)	不爭義務の有効性	206
A	レア判決	206
B	メディミューン判決	206
(2)	結論	207
3	中国法の場合	207
(1)	不爭義務の有効性	207
A	民法の基準	207
B	公取の基準	207
(2)	結論	208
4	EU法の場合	208
(1)	不爭義務の有効性	208
(2)	結論	208
	第3 ドラフティングの留意点	208
1	不爭義務・非係争義務	208
2	不爭義務	209
3	非係争義務	209
	第14章 契約期間・解約条項 (Term and Termination)	210
	第1 事例研究	210
	第2 比較法	210
1	日本法の場合	210
(1)	事例1 (ライセンス契約の更新拒絶) の検討	210
A	争点	210
B	継続的契約の更新拒絶の制限	211
C	結論	211
(2)	事例2 (ライセンス契約の解除) の検討	212
A	争点	212
B	本件ライセンス契約の解除の要件	212
(A)	契約一般の解除制限	212
(B)	継続的契約の解除制限	212

C	法定解除の要件	212
(A)	民法541条（催告による解除）	212
(B)	民法542条（催告によらない解除）	213
(C)	民法543条（債権者の責めに帰すべき事由による場合）	213
(D)	継続的契約の解除の制限	214
D	結 論	214
(3)	事例3（契約当事者の破産）の検討	214
A	ライセンサーによる破産の申立て	214
B	ライセンシーによる破産の申立て	214
2	米国法の場合	215
(1)	事例1（ライセンス契約の更新拒絶）の検討	215
A	継続的契約の更新拒絶の制限	215
B	結 論	216
(2)	事例2（ライセンス契約の解除）の検討	216
A	解除の要件	216
B	結 論	217
(3)	事例3（契約当事者の破産）の検討	217
A	ライセンサーによる破産の申立て	217
B	ライセンシーによる破産の申立て	218
3	中国法の場合	218
(1)	事例1（ライセンス契約の更新拒絶）の検討	218
A	継続的契約の更新拒絶の制限	218
B	結 論	218
(2)	事例2（ライセンス契約の解除）の検討	218
A	合意解除の要件	218
B	法定解除の要件	219
C	合意解除と法定解除に関する制限	219
D	合意解除と法定解除における通知	220
E	債務不履行者による契約解除	220
F	結 論	220
(4)	事例3（契約当事者の破産）の検討	221
A	中国法の概要	221
B	ライセンサーによる破産の申立て	221
C	ライセンシーによる破産の申立て	222
4	EU法の場合	222
(1)	事例1（ライセンス契約の更新拒絶）の検討	222

A 継続的契約の更新拒絶の制限	222
B 結 論	223
(2) 事例 2（ライセンス契約の解除）の検討	224
A 解除の要件	224
B 結 論	225
(3) 事例 3（契約当事者の破産）の検討	225
A ライセンサーによる破産の申立て	225
B ライセンシーによる破産の申立て	225
第 3 各国のガイドライン	226
1 日本の公取指針	226
2 米国のガイドライン	226
3 中国の公取指針	226
4 EU のガイドライン	226
第 4 ドラフティングの留意点	227
1 契約の終了原因	227
2 事例 1（ライセンス契約の更新拒絶）の留意点	227
3 事例 2（ライセンス契約の解除）の留意点	228
4 事例 3（契約当事者の破産）の留意点	229
(1) 解除事由としての破産	229
(2) 譲渡禁止条項	230
(3) チェンジオブコントロール条項	231
(4) 双務未履行のライセンス契約であること	231
第15章 契約終了の効果条項 (Effects of Termination)	233
第 1 事例研究	233
第 2 比較法	233
1 日本法の場合	233
(1) 事例 1（ライセンス契約の終了とサブライセンス契約の存続）の検討	233
A 争 点	233
B ライセンス契約の終了とサブライセンス契約の存続	233
C 結 論	234
(2) 事例 2（残存条項の法的意義）の検討	234
A 争 点	234
B 残存条項の法的意義	234
C 結 論	235
2 米国の場合	235

(1) 事例1（ライセンス契約の終了とサブライセンス契約の存続）の検討	235
A ライセンス契約の終了とサブライセンス契約の存続	235
B 結論	236
(2) 事例2（残存条項の法的意義）の検討	236
A 残存条項の法的意義	236
B 結論	236
3 中国法の場合	236
(1) 事例1（ライセンス契約の終了とサブライセンス契約の存続）の検討	236
A ライセンス契約の終了とサブライセンス契約の存続	236
B 結論	237
(2) 事例2（残存条項の法的意義）の検討	237
A 残存条項の法的意義	237
B 結論	238
4 EU法の場合	238
(1) 事例1（ライセンス契約の終了とサブライセンス契約の存続）の検討	238
A ライセンス契約の終了とサブライセンス契約の存続	238
B 結論	239
(2) 事例2（残存条項の法的意義）の検討	239
A 残存条項の法的意義	239
B 結論	239
第3 ドラフティングの留意点	240
1 契約終了の効果	240
2 事例1（ライセンス契約の終了とサブライセンス契約の存続）の留意点	240
3 事例2（残存条項の法的意義）の留意点	240

II - 3 一般条項 (General Terms)

第16章 不可抗力条項 (Force Majeure)	242
第1 事例研究	242
第2 比較法	242
1 日本法の場合	242
(1) 争点	242
(2) 債務不履行の要件	242
A 過失責任主義	242
B 立証責任	242
C 金銭債務の特則	243

(3) 不可抗力条項の適用の有無	243
(4) 結 論	243
2 米国法の場合	244
(1) 債務不履行の要件	244
(2) 不可抗力条項の適用の有無	244
(3) 結 論	245
3 中国法の場合	245
(1) 債務不履行の要件	245
A 過失責任主義	245
B 立証責任	245
C 金銭債務の特則	246
(2) 不可抗力条項の適用要件	246
(3) 結 論	246
4 EU法の場合	247
(1) 債務不履行の要件	247
(2) 不可抗力条項の適用要件	247
(3) 結 論	249
第3 ドラフティングの留意点	250
1 不可抗力	250
2 不可抗力事由の発生	250
3 起因性	251
4 通 知	251
5 効 果	251
6 金銭債務の特則	251
第17章 通知条項 (Notice)	253
第1 事例研究	253
第2 比較法	253
1 日本法の場合	253
(1) 争 点	253
(2) 電子メールの書面性	253
(3) 到達の要件	253
(4) 結 論	254
2 米国法の場合	254
(1) 電子メールの書面性	254
(2) 通知の到達	254

(3) 結 論	255
3 中国法の場合	255
(1) 電子メールの書面性	255
(2) 到達の要件	256
(3) 結 論	256
4 EU法の場合	257
(1) 電子メールの書面性	257
(2) 到達の要件	257
(3) 結 論	258
第3 ドラフティングの留意点	258
1 通 知	258
2 通知の方法	259
3 到達の要件	260
第18章 法令遵守・可分性条項 (Compliance and Sever-	
ability)	261
第1 事例研究	261
第2 比較法	261
1 日本法の場合	261
(1) 事例1（法令遵守）の検討	261
A 輸出管理	261
B 技術移転規制	261
C マネーロンダリング	262
D 税 法	262
E 個人情報保護	262
(2) 事例2（契約の可分性）の検討	262
A 争 点	262
B 違約金条項の有効性	262
C 違約金条項の制限	262
D 結 論	263
2 米国法の場合	263
(1) 事例1（法令遵守）の検討	263
(2) 事例2（契約の可分性）の検討	263
A Liquidating Damages	263
B Liquidating Damages の制限	263
C 結 論	264

3 中国法の場合	264
(1) 事例1（法令遵守）の検討	264
A 対外貿易法	264
B 技術輸出入管理条例	264
C マネーロンダリング等	264
D 税 法	265
E 外商投資法	265
(2) 事例2（契約の可分性）の検討	265
A 損害賠償額の予定	265
B 損害賠償額の予定の制限	265
C 結 論	265
4 EU法の場合	266
(1) 事例1（法令遵守）の検討	266
(2) 事例2（契約の可分性）の検討	266
A 損害賠償額の予定	267
B 損害賠償額の予定の制限	267
C 結 論	268
D 違法契約および契約の可分性に関する留意点	268
第3 ドラフティングの留意点	269
1 法令遵守	269
2 事例1（法令遵守）の留意点	269
3 事例2（契約の可分性）の留意点	270
(1) 問題となる条項のみを無効とする場合	270
(2) 該当条項のうち問題となる文言のみを無効とする場合	270
第19章 譲渡禁止条項（No Assignment）	271
第1 事例研究	271
第2 比較法	271
1 日本法の場合	271
(1) 契約上の承諾の要否等	271
A 契約上の承諾の要否	271
B 違反の効果	271
(2) 知的財産権法上の承諾の要否	272
A 特許法上の承諾の要否	272
B 違反の効果	272
(3) 結 論	273

2	米国法の場合	273
(1)	契約上の承諾の要否等	273
A	契約上の承諾の要否	273
B	違反の効果	273
(2)	知的財産権法上の承諾の要否	273
A	特許法上の承諾の要否	273
B	違反の効果	274
(3)	結 論	274
3	中国法の場合	274
(1)	契約上の承諾の要否等	274
A	契約上の承諾の要否	274
B	違反の効果	275
(2)	知的財産権法上の承諾の要否	275
(3)	結 論	275
4	EU法の場合	275
(1)	契約上の承諾の要否等	276
(2)	違反の効果	276
(3)	結 論	277
	第3 ドラフティングの留意点	277
1	譲渡禁止	277
2	譲渡禁止条項（合併を含む場合）	277
3	譲渡禁止条項（合併を除く場合）	277
4	チェンジオブコントロール条項	278
	第20章 権利不放棄条項（No Waiver）	280
	第1 事例研究	280
	第2 比較法	280
1	日本法の場合	280
(1)	争 点	280
(2)	免除の要件	280
(3)	免除の意思表示の有無の判断基準	280
(4)	結 論	280
2	米国法の場合	281
(1)	権利放棄の要件	281
(2)	結 論	281
3	中国法の場合	281

(1) 権利放棄の要件	281
(2) 結 論	281
4 EU法の場合	281
(1) 権利放棄の要件	281
(2) 結 論	282
第3 ドラフティングの留意点	283
1 権利の放棄	283
2 権利不放棄	283
3 権利放棄の方法	283
第21章 責任制限条項 (Limitation of Liabilities)	284
第1 事例研究	284
第2 比較法	284
1 日本法の場合	284
(1) 争 点	284
(2) 損害賠償の範囲	284
A 総 論	284
B 逸失利益	285
(A) 「利益」の意味	285
(B) 「相当期間」の意味	285
(3) 責任制限条項の適用範囲	286
A 間接損害	286
B 特別損害	286
C 派生的損害	286
(4) 結 論	286
2 米国の場合	287
(1) 損害賠償の範囲	287
(2) 責任制限条項の適用範囲	287
(3) 結 論	288
3 中国法の場合	288
(1) 損害賠償の範囲	288
A 持 論	288
B 喪失利益	289
(A) 「利益」の意味	289
(B) 「相当期間」の意味	289
C 独占ライセンス料の返還	289

(2) 責任制限条項の適用範囲	289
(3) 結 論	290
4 EU 法の場合	290
(1) 損害賠償の範囲	290
(2) 責任制限条項の適用範囲	290
(3) 結 論	291
第 3 ドラフティング上の留意点	291
1 損害賠償の範囲	291
2 間接損害等の免除	292
3 賠償額の上限	292
第22章 完全合意条項 (Entire Agreement)	293
第 1 事例研究	293
第 2 比較法	293
1 日本法の場合	293
(1) 争 点	293
(2) 契約の成立要件	293
(3) 完全合意条項の適用の有無	293
(4) 結 論	294
2 米国の場合	294
(1) 契約の成立・変更要件	294
A 契約の成立要件	294
B 契約の変更要件	295
(2) 完全合意条項の適用の有無	295
(3) 結 論	297
3 中国法の場合	297
(1) 契約の成立要件	297
(2) 完全合意条項の適用の有無	297
(3) 結 論	297
4 EU 法の場合	298
(1) 契約の成立要件	298
(2) 完全合意条項の適用の有無	298
(3) 結 論	298
第 3 ドラフティングの留意点	299

第23章 紛争解決手段条項 (Settlement of Disputes)	300
第1 事例研究	300
第2 比較法	300
1 日本法の場合	300
(1) 事例1（合意管轄・仲裁合意の要件）の検討	300
A 国際裁判管轄合意の要件	300
(A) 「一定の法律関係に基づく訴え」	301
(B) 「書面要件」	302
(C) 合意の有効性	302
(D) その他	303
B 仲裁合意の要件	303
(2) 事例2（外国判決・仲裁の承認の要件）の検討	304
A 外国判決の承認の要件	304
B 外国仲裁判断の承認の要件	305
2 米国法の場合	307
(1) 事例1（管轄合意・仲裁合意の要件）の検討	307
A 管轄合意の要件	307
B 仲裁合意の要件	308
(2) 事例2（外国判決・仲裁判断の承認の要件）の検討	309
A 外国判決の承認の要件	309
B 仲裁判断の承認の要件	309
3 中国法の場合	309
(1) 事例1（合意管轄・仲裁合意の要件）の検討	309
A 合意管轄の要件	309
(A) どの法律に基づいて合意管轄条項の効力を判断するか	309
(B) 争いに実際関連しているか	309
(C) 管轄が専属的か非専属的か	310
B 仲裁合意の要件	310
(A) 仲裁合意の効力に関する中国仲裁法の定め	310
(B) 仲裁合意と本案訴訟に関する中国仲裁法および中国民事訴訟法の定め	311
(C) 仲裁合意と裁判所の保全処分に関する中国仲裁法と中国民事訴訟法の定め	311
(2) 事例2（外国判決・仲裁判断の承認の要件）の検討	312
A 外国判決の承認の要件	312
B 仲裁判断の承認の要件	313
4 EU法の場合	313
(1) 事例1（合意管轄・仲裁合意の要件）の検討	313

A	合意管轄の要件	313
B	仲裁合意の要件	314
(2)	事例 2（外国判決・仲裁判断の承認の要件）の検討	314
A	外国判決の承認の要件	314
B	仲裁判断の承認の要件	315
第 3	ドラフティングの留意点	316
1	紛争解決手段	316
2	事例 1（合意管轄・仲裁合意の要件）の留意点	316
(1)	合意管轄条項	316
(2)	合意仲裁条項	316
A	WIPO のモデル条項	316
B	ICC のモデル条項	317
C	AAA のモデル条項	317
3	事例 2（外国判決・仲裁判断の承認の要件）の留意点	318
第24章	準拠法条項（Governing Law）	319
第 1	事例研究	319
第 2	比較法	319
1	日本法の場合	319
(1)	事例 1（準拠法）の検討	319
A	通則法	319
(A)	通則法 7 条（当事者による準拠法の選択）	319
(B)	通則法 8 条（当事者による準拠法の選択がない場合）	319
(C)	通則法 9 条（当事者による準拠法の変更）	320
(D)	通則法 10 条（法律行為の方式）	320
B	通則法の解説	320
C	ライセンス契約の準拠法	321
(2)	事例 2（外国法の適用）の検討	321
A	旧民事訴訟法	321
B	裁判例	321
2	米国法の場合	321
(1)	事例 1（準拠法）の検討	321
A	UCC の規定	321
B	抵触法の解説	322
(2)	事例 2（外国法の適用）の検討	323
3	中国法の場合	323

(1) 事例1（準拠法）の検討	323
A 法律適用法	323
B 民法典と法律適用法	324
(2) 事例2（外国法の適用）の検討	324
4 EU法の場合	325
(1) 事例1（準拠法）の検討	325
(2) 事例2（外国法の適用）の検討	325
第3 ドラフティングの留意点	325
1 準拠法	325
(1) 準拠法の選択肢	325
(2) 当事者が準拠法を合意しない場合の法律関係	327
A 仲裁の場合	327
B 訴訟の場合	327
2 事例1（準拠法）の留意点	328
3 事例2（外国法の適用）の留意点	329

III 末尾部分（Back of the Contract）

第25章 末尾文言・署名（Testimonium Clause/Signature）	330
第1 事例研究	330
第2 比較法	330
1 日本法の場合	330
(1) 事例1（署名権限）について	330
A 署名権限者の範囲	330
(A) 代表取締役	330
(B) 取締役	330
(C) 使用人	331
B 結論	331
(2) 事例2（許認可）の検討	331
2 米国法の場合	332
(1) 事例1（署名権限）の検討	332
A 署名権限者の範囲	332
B 結論	332
(2) 事例2（許認可）の検討	333
3 中国法の場合	333

(1) 署名権限の範囲	333
A 法定代表人	333
B 取締役	333
C 使用人	334
D 結 論	334
(2) 事例 2（許認可）の検討	334
4 EU 法の場合	334
(1) 事例 1（署名権限）の検討	334
(2) 事例 2（許認可）の検討	335
第 3 ドラフティングの留意点	335
1 署名権限	335
2 事例 1（署名権限）の留意点	335
3 事例 2（許認可）の留意点	337
【資料 1】 ノウハウ・商標ライセンス契約	338
【資料 2】 特許ライセンス契約	340
・著者略歴	342